

# 11月は労働時間適正化キャンペーン期間です

## ～貴社の求人条件は大丈夫ですか？～

求人事業主 各位

ハローワーク〇〇

厚生労働省では、長時間労働やこれに伴う問題の解消を図るため、11月を「労働時間適正化キャンペーン」期間とし、全国一斉の電話相談の実施、文書要請、周知啓発等の取組を実施しています。

これに合わせ、ハローワークでは、沖縄労働局の指示を受け、11月以降、労働時間を中心に求人条件の一斉点検を実施することといたしました。

週の法定労働時間をクリアしていない求人については、今後、改善後に受理することとなりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

週休2日制の導入等による労働時間短縮のメリットとして、①従業員の定着率の向上、②優秀な人材採用がしやすくなる、③労使トラブルの減少、④業務効率の向上など経営上重要なものがあげられます。この機会に労働時間の改善をお願いいたします。

### ●法定労働時間は週40時間が原則

週法定労働時間は、特例措置対象事業場（商業、映画・演劇業、保健衛生業、接客娯楽業のうち10人未満の事業については1週44時間）を除き、すべての事業所が1週40時間になっています。

なお、法定労働時間を超えた労働については時間外労働となり、割増賃金の支払い義務が生じます。

### ●週40時間制にする事例

- ① 1日の労働時間を8時間以下、完全週休2日制とし、各週の労働時間を40時間以下とする方法  
業務の性質上、事業場で一斉に休むことができない場合には、班別あるいは個人ごとに休日カレンダーを作成して、各人がそれぞれ週休2日制になるようにすることも可能です。
- ② 各日の所定労働時間を短縮し、各週の労働時間を40時間以下とする方法  
例えば、月～金7時間20分、土3時間20分にするなど。
- ③ 1ヶ月または1年単位の「変形労働時間制」を採用し、変形期間を平均して、1週間あたりの労働時間を40時間以下とする方法。

ご不明な点につきましては、求人票の受理に関しては沖縄労働局職業安定課（868-1655）、労働時間制度に関しては沖縄労働局監督課（868-4303）にご相談ください。